

平成27年4月1日開設

糸満市

くらしのサポートセンター きづき



あなたのまわりで悩んでいる方はいませんか？



ひとりで悩まないでご相談ください

なにから解決す
ればいいのか？

失業や離職などの経済的問題や生活して
いくうえでのさまざまな問題を抱えた方
を対象とした無料相談窓口です

どこに相談し
たらいいのか？

相談支援員が
あなたの自立をサポートします。

- ◆関係する制度や窓口をご紹介します。
- ◆関係機関へ同行します。
- ◆支援計画を一緒に考えます。
- ◆生活状況の確認をします。



相談・お問い合わせ

糸満市くらしのサポートセンターきづき

〈相談日〉 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (お休み: 土曜日・日曜日・祝日 年末年始)

〈住所〉 〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番 (糸満市役所庁舎内5階)

〈お問い合わせ先〉 ☎ 840-8182 FAX840-8182

※本事業は糸満市より委託を受けて「糸満市社会福祉協議会」が運営しています。





なや よ そ あなたの悩みに寄り添います！

1. まずは、困っていることを何でも話して下さい。

- ☆就労や家庭、心身の問題など抱えている問題を相談員が広くうかがいます。
- ☆相談の内容によっては、適切な対応ができる専門機関へつなげます。
(他の機関へつなぐ場合にも同行支援など確実につなげるよう支援を行います)
- ☆窓口へ来られない場合には相談員が訪問することもできます。



2. あなたの相談を解決する方法を、あなたと共に考えます。

- ☆あなたの抱えている課題を評価・分析し、必要な支援を把握します。
- ☆あなたの希望を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるように自立に向けたプラン(自立支援計画)を策定します。



3. 自立への目標と一緒に取り組みます。

- ☆あなたの問題を解決するために必要な関連機関と連携して支援を行います。
- ☆各人の状況に合わせて継続して支援します。



【糸満市の支援内容】

- 自立相談支援** ⇒ 制度の核となる事業で、生活と就労に関する支援員が包括的な相談支援を行い、その人に応じた自立のプランを作成します。市による支援の決定がなされた後、プランに沿った支援を継続的に行います。ワンストップ型の相談窓口です。
- 住居確保給付金** ⇒ 離職により住居を失い生活に困窮している人、または住居を失う恐れの高い人に、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。
- 子どもの学習支援** ⇒ 生活困窮家庭の子供に養育相談や学び直しの機会を提供します。また、生活困窮家庭出身の子が引き続き生活困窮となる貧困の連鎖を防止するため、学力向上を図るとともに、子供の社会的な居場所づくりとしての支援を行います。

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)により、平成27年4月から実施された新しい支援制度です。これまで十分ではなかった生活保護受給者以外の生活困窮者に対し、自立に関する相談支援や就労に関する支援などを行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。